

耐震助成制度受付開始 （木造住宅耐震改修工事に助成）

■木造住宅耐震改修工事に 最大で210万円を助成

一定の要件に該当する木造住宅の耐震改修工事を、最大で210万円まで助成します。また、耐震基準7割以上の耐震改修工事も助成対象となります。

場建てなど伝統的な構法で建築された木造建築物の耐震診断や耐震改修工事について助成します。

市の伝統構法木造建築物耐震化マニュアル講習会を受講された建築士による診断が必要となります。

助成要件

- ・岐阜県木造住宅耐震相談士の耐震診断の結果、耐震改修が必要な木造住宅（昭和56年5月31日以前に建築）であるもの
- ・市税に滞納のない方
- ・所定の強度が確保できる計画であるもの
- ・岐阜県木造住宅耐震相談士が設計・監理を行うもの。
- ・おおむね年内に工事が完了するもの

助成額

- ・耐震診断は最大30万円（助成率10/10）
- ・耐震改修工事は最大180万円（助成率10/10）（防火・準防火地域は30万円を上乗せ）

助成額

- ・180万円（助成率10/10）耐震基準7割以上の場合は120万円（防火・準防火地域は30万円を上乗せ）
- ・耐火改修工事は最大180万円（助成率10/10）（防火・準防火地域は30万円を上乗せ）

助成額

- ・10月下旬まで（予定）
- ・10月下旬まで（予定）

■伝統構法木造建築物の耐震助成

昭和25年11月23日以前に石

■アスベスト含有調査 助成要件

- ・吹き付け建材にアスベストが含有されているおそれがある建築物
- ・建築物石綿含有建材調査者が調査するもの
- ・おおむね年内に調査が完了するもの
- ・対象建築物の所有者または管理者で市税の滞納がない方

助成要件

- ・昭和25年11月23日以前に建築された伝統構法木造建築物を所有されている方
- ・市税に滞納がない方
- ・おおむね年内に工事が完了するもの

助成要件

- ・昭和25年11月23日以前に建築された伝統構法木造建築物を所有されている方
- ・市税に滞納がない方
- ・おおむね年内に工事が完了するもの

助成要件

- ・耐震診断は最大30万円（助成率10/10）
- ・耐震改修工事は最大180万円（助成率10/10）（防火・準防火地域は30万円を上乗せ）

助成要件

- ・12月初旬まで（予定）
- ・10月下旬まで（予定）

助成要件

- ・最大25万円（助成率10/10）
- ・最大200万円（助成率2/3）

助成要件

- ・対象建築物の所有者または管理者で市税の滞納のない方
- ・おおむね年内に工事が完了するもの
- ・対象建築物の所有者または管理者で市税の滞納のない方

助成要件

- ・10月下旬まで（予定）
- ・10月下旬まで（予定）

助成要件

- ・アスベスト（石綿）が使用されている建築物の含有調査や除去工事に助成します。

お気軽に
お問い合わせ
ください

固定資産税が減額に

・住宅の耐震改修工事
・省エネ改修工事
・バリアフリー改修工事

住宅の耐震改修工事や省エネ改修工事、バリアフリー改修工事を行った場合、固定資産税が減額される制度があります。

共通事項

工事費の自己負担が50万円を超えるもの（工事に係る補助金などを差し引いた額）で、平成30年3月末までに工事が完了するもの。

申込方法

工事終了後、3カ月以内に税務課（本庁2階）へ申請してください。

■耐震改修工事の場合

- ▽昭和57年1月1日以前から所在する住宅
- ▽現行の耐震基準に適合する改修であること

■省エネ改修工事の場合

- ▽平成20年1月1日以前から所在する住宅（貸家を除く）であること
- ▽一定要件を満たす省エネ改修であること（窓をはじめ、天井や壁、床の断熱などの工事など）

■バリアフリー改修の場合

- ▽新築されてから10年以上経過した住宅（貸家を除く）であること
- ▽一定要件を満たすバリアフリー改修であること（段差の解消や手すりの設置など）
- ▽住宅の床面積が50㎡以上で、かつ、居住部分の床面積の割合が全体の1/2以上であるもの

助成要件

- ・次のいずれかの方が居住していること
- ・65歳以上の方
- ・介護保険において要介護認定または要支援認定を受けている方
- ・障がい者の方

助成要件

- ・1000412
- ・1000413
- ・1000411

助成要件

- ・35-3627
- ・35-3159

助成要件

- ・35-3159
- ・35-3159

助成要件

- ・35-3159
- ・35-3159